

# 町史だより



## 印部石（ハル石）

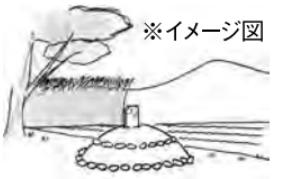
一六〇九年（慶長十四）に琉球を支配下においた薩摩藩は、

その翌年から奄美諸島以南、宮古・八重山まで検地を行いました（慶長検地）。これに基づき農民たちは貢租を負担しました。

その後、実際の生産高と石高との差が大きくかけ離れたことから首里王府は、一七三七年（元文二）から一七五〇年（寛延三）まで十四年の歳月をかけて独自の測量法による検地を行いました。この検地は元文検地、または琉球で使用されていた中国年号をとつて乾隆検地・乾隆大御支配ともいわれ、宮古・八重山を除く沖縄本島およびその周辺離島で行われました。

検地の際に、基準点として設置されたのが印部石（ハル石）

です。印部石はシルビーグレー、直径約六尺（一八〇cm）、高さ約三尺（九〇cm）の土手の上に建



間切時代の印部石設置風景



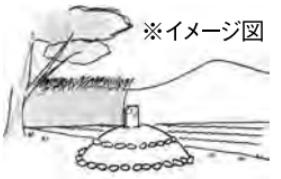
津花波の印部石拓本

てられました（左図）。当時、各間切に二〇〇から三〇〇の基が設置されたといいます。印部石は「ニービヌフニ」と呼ばれる細粒砂岩を整形したもので、「ハル名（地名）」と、石の順序を示す「い・ろ・は」が刻まれています（左拓本）。

現在、西原町内でも西原間切時代に設置された印部石が十二基確認されています。そのうち八基は西原町立図書館で所蔵し、四基は現地で保存されています。みなさん自身には、文字が刻まれた「石」はありませんか？ みかけた方は、ぜひ西原町立図書館までご一報を！

### 用語解説

- 【検地】**租税を決めるため、田畠の境界、面積・よしあしなどを調べること
- 【貢租】**田畠に課せられる租税
- 【石高】**検地によって法定された生産高
- 【間切】**明治四十一年三月まで使われていた沖縄独自の行政単位



間切時代の印部石設置風景



津花波の印部石拓本